

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	杉 村	幸 太 郎
同	森 山	よ し ひ さ

令和 4 年度監査委員監査結果報告の提出について

(通学路等の安全対策に関する事務)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定による監査を実施し、その結果に関する報告を次のとおり決定したので提出する。

第 1 大阪市監査委員監査基準への準拠

通学路等の安全対策に関する事務に対する当該監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づく財務監査（随時）

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づく行政監査

第 3 監査の対象

1 対象事務

通学路等の安全対策に関する事務

- ・ 主に直近事業年度及び進行事業年度を対象とした。
- ・ 通学路等の安全対策における交通安全と防災（ブロック塀対策）を対象とした。

2 対象所属

教育委員会事務局、こども青少年局、建設局、都市整備局、浪速区役所及び東成区役所

第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	着眼点	監査の結果
(1) 通学路・移動経路の点検調査の不備等により、危険箇所を把握しきれず、児童・園児の安全を確保できないリスク	ア 関係者（学校・保育園、PTA、警察、道路管理者ほか）での通学路・移動経路の安全点検により危険箇所（交通安全、防災）を確実に把握できているか。	—
	イ 通学路・移動経路において危険（交通安全、防災）と判断した箇所は、関係者（学校・保育園、PTA、警察、道路管理者ほか）で詳細な場所、対策実施状況等の情報を共有できているか。	指摘事項3
(2) 通学路・移動経路における危険箇所に対する安全対策が遅延することで、児童・園児の安全を確保できないリスク	ア 通学路・移動経路における危険箇所（交通安全・防災）について、迅速に安全対策を実施し、その効果を把握できているか。 安全対策の実施に時間を要する場合は、ソフト対策など応急対応が行われているか。	指摘事項1
	イ 危険箇所（交通安全・防災）における安全対策の進捗管理を着実に実施するために、対策内容、スケジュール等の必要資料が適切に整理され、随時、更新、公表できているか。	指摘事項2

(注) 監査の結果欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した限り、指摘に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせて実施した。

第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は次のとおりである。

1 大阪市通学路安全プログラムにおける効果確認の適切な実施について改善を求めたもの

【教育委員会事務局に対して】

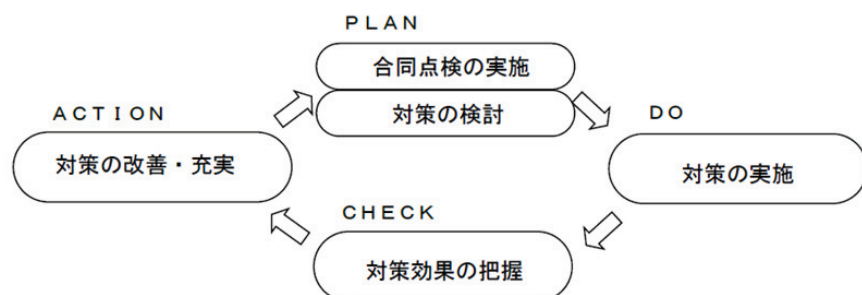
[ルール、あるべき状況等]

大阪市通学路安全推進会議^(注)（以下「推進会議」という。）において、大阪市通学路安全プログラム（以下「プログラム」という。）が策定されている。

このプログラムは、交通安全、防災等の観点で関係機関が連携して、児童等が安全に通学できるように通学路の安全確保を図ることを目的としたものであり、取組をPDCAサイクル（図表－1 参照）として実施し、通学路の安全性向上を図っていくとされている。

（注）推進会議の構成については、参考1（1）を参照

図表－1 通学路安全確保のためのPDCAサイクル



（注） 大阪市通学路安全プログラム（令和2年6月 大阪市通学路安全推進会議）より抜粋

【PLAN】

- 小学校区ごとに、必要に応じて区長マネジメントにより適宜合同点検を実施する。
- 対策必要箇所ごとに、学校で交通安全教育のようなソフト対策をはじめとし、必要に応じて交通規制や、区画線の設置や路面のカラー化のようなハード対策など、具体的な対策メニューを合同点検で検討する。

【DO】

- 対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図る。

【CHECK】

- 合同点検結果に基づき対策を実施した箇所について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、各区合同点検会議で、対策の効果を把握するとともに、推進会議に報告する。なお、必要があれば、学校関係者によるアンケートの実施も行う。

【ACTION】

- 対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図る。

上記のとおり、プログラムには、関係機関による合同点検を踏まえた危険箇所の対策をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていくことが定められている。

[現状]

令和2、3年度合同点検結果に基づく危険箇所の対策について確認したところ、次のような状況が見られた。

- (1) 合同点検実施のスケジュール（モデル）（参考１（４）を参照）では、年度ごとに合同点検会議を実施し、その年度の取組を総括するとされている。また、児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、各区合同点検会議で、対策の効果を把握するとともに、推進会議に報告するとされているが、これらが実行されていなかった。
- (2) 効果確認作業の結果を踏まえた対策内容の改善・充実が図られていなかった。

[問題発生の原因]

プログラムに定められている対策効果の検証作業の手法や、推進会議への報告様式、報告時期が定められていなかったことが原因である。

[リスク]

適切に対策効果を把握しないことにより、改善充実が図られないリスクや今後の対策手法の選定を見誤るリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項１]

推進会議の事務局である教育委員会事務局は、速やかに推進会議を開催し、対策効果の検証作業の手法や、推進会議への報告様式と報告時期について検討し、決定すること。また、決定事項をプログラムに追記し、関係者（区役所、建設局、小学校など）に周知するとともに、関係者から適時報告される検証作業の状況を確認すること。

2 通学路における安全対策の情報の公表について是正を求めたもの

【教育委員会事務局に対して】

[ルール、あるべき状況等]

文部科学省は、「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」（平成 25 年 12 月 6 日）において各地方自治体に対し「地域住民等の協力を得るため、推進体制の構成及び基本的方針（通学路安全プログラム）、合同点検によって抽出した対策必要箇所について関係機関で認識共有をするため対策箇所図および対策一覧表を作成し公表」することを求めている。

他方、文部科学省から発行されている学校安全資料「生きる力をはぐくむ学校での安全教育」を踏まえ、教育委員会事務局は、「安全マップ^(注)の掲載について（依頼）」（平成 30 年 3 月 16 日）を各小学校長に発出し「安全マップを平成 30 年 3 月 23 日までに学校ホームページに掲載し、地域・保護者も容易に閲覧できるようにすること」と通知している。

(注) 通学路の交通安全、防犯、防災の観点で危険箇所を掲載したもの

[現状]

プログラムにおいて、合同点検結果の情報共有に関しては、以下のとおり記載されていた。

■ 点検結果や対策内容の情報共有について

小学校区ごとの点検結果や対策内容については、対策箇所図や対策一覧表を作成し、推進会議のメンバーで共有する。

■ ホームページ等での公表について

対策箇所図及び対策一覧表の公表に関する記載はなかった。

- (1) 推進会議で策定されたプログラムにおいて「小学校区ごとの点検結果や対策内容については、対策箇所図や対策一覧表を作成し推進会議メンバーで共有する」としており、関係機関で情報共有されているが、大阪市ホームページ等による公表はされていなかった。
- (2) 安全マップについて各小学校のホームページを確認したところ、図表－２のとおり、一部の小学校において公表されていなかった。

図表－２ 各小学校ホームページの安全マップ公表状況

公表実施校	公表未実施校	合計
206 校	78 校	284 校

(注) 監査部において作成

[問題発生の原因]

上記の事態が生じたのは、以下のことが原因である。

- (1) 対策箇所図及び対策一覧表の公表ができていないのは、推進会議において、大阪市ホームページにて公表すべき内容の検討が不十分なため、プログラムに記載ができていなかったこと。
- (2) 一部小学校において安全マップの公表ができていないのは、教育委員会事務局において、小学校ホームページでの安全マップの作成、公表状況の把握が不十分であったこと。

[リスク]

合同点検による対策箇所図、対策一覧表及び安全マップが公表できていないことにより、地域住民等の協力を得られず、通学路における安全確保に影響を及ぼすリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項２]

1. 教育委員会事務局は、地域住民等のより一層の協力を得られるように、推進会議において対策必要箇所等の公表方法を検討、決定し、プログラムに反映するとともに、速やかに対策箇所図及び対策一覧表を公表すること。
2. 教育委員会事務局は、プログラムによって得た情報を活用して作成した安全マップの公表を完了させるとともに、通学路の周辺環境の変化や、安全対策の進捗に応じて、安全マップを適宜更新する仕組みを構築すること。

3 危険箇所における工事施工日の適切な情報共有について改善を求めたもの

【建設局、浪速区役所及び東成区役所に対して】

[ルール、あるべき状況等]

プログラムにおいて、対策の実施にあたっては関係者間で連携を図るとしており、建設局などの対策機関は対策に伴う道路工事を実施する際に、通学路における現行の安全性の低下がないよう、工事施工日を小学校に対し事前に連絡し通学児童の安全に留意する必要がある。

[現状]

建設局において道路工事を実施する際には、工事現場の周囲において周知リーフレットを配布するとともに、交通安全誘導員を配置し安全対策に配慮されている。しかし、区役所、小学校に対しては情報共有が図られていなかったため、結果として通学する児童や見守りボランティアにも必要な情報共有がされていなかった。

[問題発生の原因]

地域全体で通学児童の交通事故を防ぐ意識が不足していたことが原因である。

[リスク]

工事施工日の情報共有が行われないことにより、通学路における安全確保に支障が生じるリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項3]

1. 建設局は、施工箇所が学校関係者から求められた通学路における安全対策であることを踏まえて、施工時においては通学児童や関係者がより一層安全性に配慮できるようにするために、区役所に対して施工日を情報提供するルールを構築し、研修等を通じて監督職員への周知徹底を図ること。
2. 浪速区役所及び東成区役所は、工事施工日について、地域住民や学校関係者と情報共有ができる仕組みを策定すること。また、全区における取組とするために、他の区役所に対し情報共有を図ること。

第7 その他

留意すべき事項

推進会議の事務局である教育委員会事務局は、プログラムを実施する上で必要となる「業務フロー」、「各種様式」の策定など、枠組みの構築とともに、その情報を関係機関へ共有する役割を担っている。

それゆえ、当監査の結果を踏まえて、教育委員会事務局は、通学路の安全対策をより実効性のあるものとするため、全体の状況を把握した上で、推進会議での各種検討、検証を進め、関係機関との情報共有や連携の強化等、施策をけん引する立場で責任を持って安全対策に取り組まれない。

参考

1 推進会議における通学路の安全対策の概要

(1) 推進会議の構成

- 国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所
- 大阪府警察本部
- 区役所（代表区：こども・教育部会、くらし・安全・防災部会）
- 危機管理室
- 市民局
- 計画調整局
- 建設局
- 大阪港湾局
- 教育委員会事務局（推進会議の事務局）

（注） 大阪市通学路安全プログラム（令和2年6月 大阪市通学路安全推進会議）を基に監査部において作成

(2) プログラムに基づく令和3年度の合同点検結果

令和3年度は、134校区で延べ694箇所の危険箇所を抽出している。

交通安全：671箇所

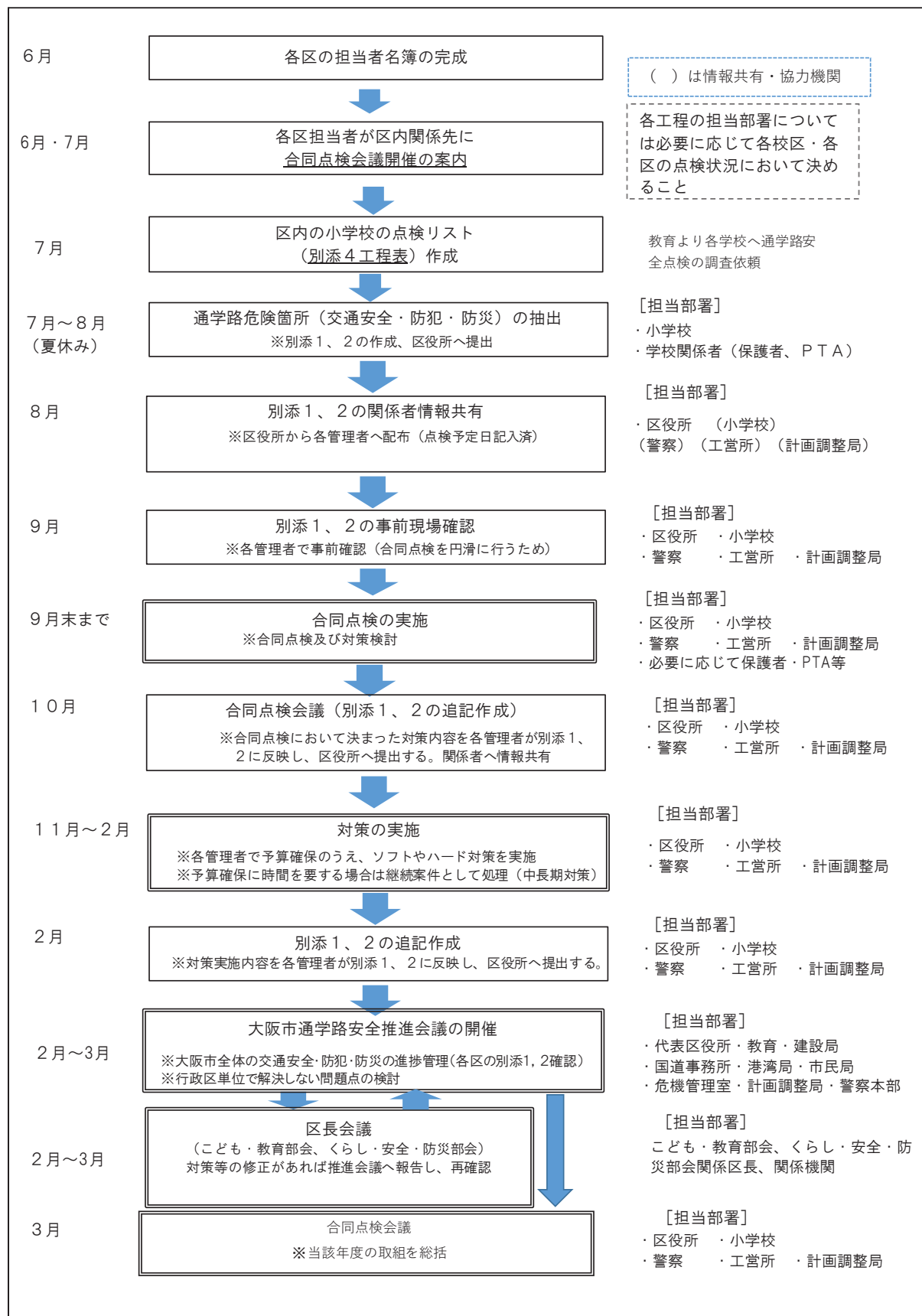
防犯：13箇所（見守りなど巡視強化6、照明灯設置5、注意看板2）

防災：10箇所（強風時の危険性1、老朽建築物の危険性7、ブロック塀2）

(3) 合同点検実施スケジュール

推進会議において合同点検実施のスケジュール（モデル）が示されている。（図表－3参照）

図表－３ 合同点検実施のスケジュール（モデル）



(注) 推進会議配布資料を基に監査部において作成

2 通学路におけるブロック塀等の安全対策

(1) 大阪府北部地震に伴う通学路の安全点検

平成 30 年 6 月の大阪府北部地震による被害を踏まえ、各小学校（287 校）において通学路の緊急安全点検を実施し、1,045 箇所（167 校）の安全確認必要箇所が抽出され、技術部局が平成 30 年 7 月から 10 月に再確認を行い、対策の必要性や緊急度の調査を実施した。

（図表－4 参照）

図表－4 通学路における緊急安全点検結果状況（平成 30 年度）

番号	調査結果	箇所数
1	速やかに対策が必要	49 箇所
2	本市が既に対策に取り組んでいる	28 箇所
3	経過観察が必要	491 箇所
4	対策済みもしくは対策が不要	477 箇所
合計		1,045 箇所

（注） 「大阪市立小学校の通学路における緊急安全点検に関する調査結果について」（教育委員会事務局）を基に監査部において作成

(2) 対策実施状況

- 各小学校においては、全児童に対しブロック塀の危険性などについて「当該場所に近づかない」ように安全指導を実施した。
- 速やかに対策が必要な 49 箇所のうち、1 箇所は他の行政機関により平成 30 年度に対策が完了している。残る 48 箇所は民間所有で、区役所、計画調整局等により、改善に向けて指導や啓発等を継続的に実施し、47 箇所は令和 4 年 12 月時点で対策が完了しており、残る 1 箇所は対策を継続している。
- 通学路における市有ブロック塀等は「市有ブロック塀等の安全対策に関する取組方針」に基づき対策を実施し、令和 2 年度までに対策を完了している。

3 未就学児の移動経路安全対策の概要

建設局で実施された未就学児が日常的に集団で移動する経路の安全対策状況について、図表－5 のとおり、令和 3 年度に対策が完了している。

図表－５ 未就学児が日常的に集団で移動する経路の安全対策状況（建設局）

令和4年6月末現在

工 営 所	行政区	危険箇所数	建設局 対応箇所数	R1 対策箇所	R2 対策箇所	R3 対策箇所
中浜工営所	城東区	28	12	6	1	5
	都島区	30	23	9	12	2
	旭区	15	3	2	1	0
	鶴見区	61	30	2	28	0
	計	134	68	19	42	7
田島工営所	東成区	8	2	0	2	0
	生野区	12	4	3	1	0
	天王寺区	43	24	7	13	4
	計	63	30	10	16	4
市岡工営所	港区	13	7	0	1	6
	西区	68	26	5	21	0
	中央区	41	30	6	21	3
	計	122	63	11	43	9
津守工営所	西成区	9	9	0	6	3
	浪速区	25	17	3	14	0
	大正区	3	1	0	1	0
	計	37	27	3	21	3
住之江工営所	住之江区	7	4	0	4	0
	住吉区	24	10	3	7	0
	計	31	14	3	11	0
平野工営所	東住吉区	27	24	1	16	7
	平野区	67	23	6	17	0
	阿倍野区	9	2	2	0	0
	計	103	49	9	33	7
野田工営所	北区	65	32	10	20	2
	福島区	20	9	6	1	2
	此花区	16	4	0	3	1
	計	101	45	16	24	5
十三工営所	西淀川区	31	17	14	3	0
	淀川区	32	16	11	5	0
	東淀川区	40	8	8	0	0
	計	103	41	33	8	0
合計		694	337	104	198	35

（注） 未就学児が日常的に集団で移動する経路の安全対策状況（建設局より）